

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

在宅の重度障がい者(児)のかたに対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	在宅の20歳以上の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要としているかた	在宅の20歳未満の重度障がい者で、日常生活において常時介護を必要とするかた
支給の対象とならない方	<ul style="list-style-type: none"> ・病院などに継続して3か月を超えて入院しているかた ・施設などに入所しているかた ・本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを事由とする公的年金を受給されているかた ・施設などに入所しているかた ・本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります)
支給月額	27,300円	14,850円
	(2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給)	

※原則、医師の診断書により認定されます。申請方法など詳しくは、下記担当へご相談ください。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233
 県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22-6228

冬場の食中毒・感染症に 注意しましょう

食中毒は家庭の食事でも発生します。特に冬場はノロウイルスによる食中毒や感染症の発生が多くなります。次の点に注意して、健康に過ごしましょう。

- ①生食用以外の二枚貝(カキなど)を食べるときは、中心部まで十分加熱してから食べましょう(中心温度85～90℃で90秒以上の加熱)
- ②調理器具・食器を洗浄消毒しましょう(熱湯・塩素系漂白剤を使用)
- ③日常的に「しっかり手洗い」をしましょう(特にトイレの後)
- ④体調が悪い時には、調理しないようにしましょう
- ⑤吐物やふん便を始末するときは、使い捨て手袋やマスクを着用して適切に処理しましょう

問合せ 秩父保健所 ☎22-3824

あいさつ・特殊詐欺防止 標語 優秀作品発表

広報9月号にて募集した、あいさつ標語・特殊詐欺防止標語について、審査の結果、以下の作品を優秀作品として決定しました。

【あいさつ標語】

あいさつは しても されても いい気分
 三沢 内田 新子
 あいさつで 心がつながる あかるい みな
 皆野 新井 守行

【特殊詐欺防止標語】

お金の事出たら詐欺ですこの電話
 皆野 小林 源一
 えっホント？その電話サギじゃない！？
 皆野 井上喜美子
 何だコレ、知らないメールは開けちゃダメ
 皆野 井上喜美子

優秀作品は役場庁舎内および町内各所に掲示され、町民への啓発などに幅広く活用されます。

問合せ 総務課 行政担当 ☎62-1231